

Zenken通信 (vol. 41)

▽ 今回のお届け情報

Title: 熊本県「最低制限価格の引上げ等、入札制度を改正」

Outline

添付資料P1～5

○熊本県は、現下の経済情勢を踏まえ、7月1日公告分より入札契約制度を一部改正する。具体的な改正内容は以下のとおり。

[改正内容]

1. 指名競争入札による発注（9月30日まで）
補正予算成立後の迅速な発注に資するため、現行は原則として3千万円未満が対象となっている指名競争入札について、9千万円未満まで対象を拡大する（ただし、総合評価方式を除く。）。
2. 最低制限価格及び調査基準価格等の見直し
 - (1) 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$
 - (2) 算定式
 - ・ 直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 - ・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし※最低制限価格は、上記合計額にランダム係数を乗じて算出する。
3. 低入札価格調査制度における失格判断基準価格
 - ・ 直接工事費 $\times 0.85 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 共通仮設費 $\times 0.65 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 一般管理費 $\Rightarrow \times 0.20$
4. 現場代理人の常駐義務の緩和
下位ランク企業の受注確保のため、一定の条件を満たし、現場の施工管理上差し支えない場合は、現場代理人の兼務を3現場まで認める。

担 当 : 事業企画課 林

最低制限価格引上げ

熊本県 入札制度を一部改正

熊本県は、入札契約制度を一部改正する。上期の入札執行案件で、低価格の一部の工事を指名競争入札にするほか、最低制限価格制度・低入札価格調査制度の見直し、現場代理人常駐義務緩和などに取り組む。

補正予算成立後、迅速に工事発注するため、設計金額が3000万円以上9000万円未満の工事については、7月1日から9月30日までの契約分を原則として指名競争入札で発注する。ただ、総合評価落札方式対象は除く。

最低制限・低入札の基準価格は、4月10日に見直された中央公契連モデルに準拠するとともに、基準価格の上限を予定価格の90%に引き上げる。下位ランク企業の受注機会確保を図るため、現場の施工管理上差し支えなければ、現場代理人の兼任を認める。兼任できるのは県発注で、3つの工事までとし、現場が同一管内、請負金額の合計が税込みで2500万円未満を条件とする。7月1日以降に、入札公告か指名通知する工事から適用する。

建設工業

2009/6/26

熊本県が入札制度一部改正

最低制限・公契連モデルに低価格調査

現場代理人の常駐緩和

熊本県は、最低制限価格制度の基準価格の算定式見直しなど入札制度を一部改正すると発表した。最低制限価格と低入札価格調査の基準価格は4月に見直された中央公契連（中央公契連）モデルに準拠、失格判断基準価格には算定式に一般管理費を加える。

小規模工事の受注機会を確保するため、3件以内などを条件に現場代理人の兼任を容認。早期発注に向け、9000万円未満の工事は2カ月間、指名競争入札で発注する。7月から適用する。

5億円未満の建設工事が対象の最低制限価格制度では、最低制限基準価格に1%以内のランダム係数を乗じて最低制限価格を算出しているが、見直しでは基準価格の算定式を中央公契連モデルにあわせ「直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の70%+一般管理費の30%」とする。5億円以上が対象の低入札価格調査制度では、低入札価格調査基準価格を最低制限基準価格と同様の算定式に見直し、あわせて失格判断基準価格の算定式は一般管理費を加え「直接工事費の85%+共通仮設費の65%+現場管理費の60%+一般管理費の20%」とする。見直しにより予定価格の対応するため、3000万円以上9000万円未満の工事発注は期間限定で指名競争入札に切り替える。

なり、上限は5%程度引き上げられる。

現場代理人の常駐義務緩和では、振興局など同一管内の県発注工事で請負金額の合計が税込み2500万円未満、3件までを条件に現場代理人の兼任を認める。条件を満たしていても現場の施工管理上の理由で認めない場合もある。設計変更により、請負金額合計が2500万円以上になった場合は兼任を認めず、変更手続きが必要となる。

設計金額3000万円以上の工事では条件付き一般競争入札を適用しているが、補正予算成立後のスピーディーな発注に対応するため、3000万円以上9000万円未満の工事発注は期間限定で指名競争入札に切り替える。

7～9月に契約手続きを行う案件が対象。総合評価方式案件を除き、原則適用する。

県では本年度当初予算および08年度予算の繰り越し分の公共事業について、本年度の上半期に発注率8割を目指すとしている。

＜平成21年度入札制度一部改正の概要＞

1 平成21年度の各所管事業の上半期執行に係る入札方式

現下の経済情勢を踏まえ、補正予算成立後の迅速な発注に資するため、設計金額が3,000万円以上9,000万円未満の工事で、平成21年7月1日から平成21年9月30日までに契約の申込みの誘引を行う調達契約については、原則として指名競争入札により発注するものとする（総合評価方式により発注するものを除く。）。

2 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直し

工事の品質を引き続き確保し、適正価格での契約を推進するため、平成21年4月10日に見直された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、最低制限価格等の算出方法を下記のとおり見直す。

【最低制限基準価格】

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%

〔範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%〕

【最低制限価格】

最低制限基準価格×ランダム係数（X）

1.00000 ≤ ランダム係数（X） ≤ 1.01000 （0.00001刻み）

【低入札価格調査基準価格】

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%

〔範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%〕

【失格判断基準価格】

直接工事費×85%+共通仮設費×65%+現場管理費×60%+一般管理費×20%

3 主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いの一部改正

平成21年4月に発注標準の引き下げを行ったことに伴い、下位ランク業者の受注機会確保を図るため、下記の要件をすべて満たし、現場の施工管理上差し支えない場合は、現場代理人の兼任を認める。

- (1) 兼任できるのは3つの工事までとする。
- (2) 兼任する工事がすべて県発注工事であること。
- (3) 兼任する工事現場は、同一管内（振興局等）であること。
- (4) 請負金額の合計が税込み2,500万円未満であること。

最低制限価格制度・低入札価格調査制度について

1 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の見直しについて

工事の品質を引き続き確保し、適正価格での契約を推進するため、平成21年4月10日に見直された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を見直します。

2 見直し内容

(1) 最低制限価格制度（5億円未満の建設工事が対象）

改正後	最低制限基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70% $\quad\quad\quad$＋一般管理費×30% $\quad\quad\quad$〔範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%〕 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X） $\quad\quad\quad$1.00000 ≤ ランダム係数（X） ≤ 1.01000 （0.00001刻み）
現 行	最低制限基準価格：直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×60% $\quad\quad\quad$〔上限：予定価格（税抜き）の85%〕 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X） $\quad\quad\quad$1.00000 ≤ ランダム係数（X） ≤ 1.01000 （0.00001刻み）

(2) 低入札価格調査制度（5億円以上の建設工事が対象）

改正後	低入札価格調査基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70% $\quad\quad\quad$＋一般管理費×30% $\quad\quad\quad$〔範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%〕 失格判断基準価格：直接工事費×85%＋共通仮設費×65%＋現場管理費×60% $\quad\quad\quad$＋一般管理費×20%
現 行	低入札価格調査基準価格：直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×60% $\quad\quad\quad$〔上限：予定価格（税抜き）の85%〕 失格判断基準価格：直接工事費×85%＋共通仮設費×65%＋現場管理費×60%

3 実施時期

平成21年7月1日以降に入札公告及び指名通知を行う入札から適用します。

問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係

電話 096-333-2485（ダイヤルイン）

現場代理人の常駐義務緩和について

熊本県公共工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、下記の要件をすべて満たすものについては、他の工事の現場代理人との兼任を認めることとしましたので、お知らせします。

1 現場代理人の兼任を認める要件

現場代理人の兼任を認める要件については、下記のとおりとします。

- (1) 兼任できるのは3つの工事まで
- (2) 兼任する工事がすべて県発注工事
- (3) 兼任する工事現場がすべて同一管内（振興局等）
- (4) 請負金額の合計が税込み2,500万円未満

2 手続き

現場代理人を兼任する場合は、契約時に提出する「現場代理人・主任（監理）技術者通知書」の裏面に、兼任する他の工事名等を記入してください。（別紙参照）

3 その他

- (1) 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼任を認めない場合もありますので、ご注意ください。
- (2) 設計変更により、兼任する2つ以上の工事の請負金額の合計が、税込み2,500万円以上となった場合は、「現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書」により現場代理人の変更手続きを行ってください。
- (3) 提出された「現場代理人・主任（監理）技術者（変更）通知書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがあります。

4 適用日

平成21年7月1日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係

電話 096-333-2485（ダイヤルイン）

下記工事について、現場代理人を兼任する。

現場代理人氏名		連絡先	
兼任する工事 1	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込み）		
	発 注 機 関 名		
	監 督 員 氏 名		
兼任する工事 2	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込み）		
	発 注 機 関 名		
	監 督 員 氏 名		

- (注) 1 現場代理人を兼任する場合に記入すること。
- 2 現場代理人を兼任する2つ以上の工事の合計金額が設計変更により税込み2,500万円以上となった場合は、現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書により変更手続きを行うこと。